

地方独立行政法人山口県立病院機構定款

目次

- 第一章 総則（第一条―第六条）
- 第二章 組織及び業務
 - 第一節 役員（第七条―第十条）
 - 第二節 理事会（第十一条―第十四条）
 - 第三節 業務及びその執行（第十五条―第十七条）
- 第三章 資本金等（第十八条）
- 第四章 雑則（第十九条・第二十条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この地方独立行政法人は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに医療従事者等の研修を行うことにより、県民の健康の保持増進を図り、もって健康で文化的な生活の向上に資することを目的とする。

（名称）

第二条 この地方独立行政法人の名称は、地方独立行政法人山口県立病院機構（以下「法人」という。）とする。

（設立団体）

第三条 法人の設立団体は、山口県とする。

（事務所の所在地）

第四条 法人は、事務所を山口県防府市大字大崎一〇〇七七番地に置く。

(特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の別)
第五条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第六条 法人の公告は、山口県報に掲載して行う。

第二章 組織及び業務

第一節 役員

(役員)

第七条 法人に、次の役員を置く。

- 一 理事長 一人
- 二 副理事長 二人以内
- 三 理事 五人以内
- 四 監事 二人以内

(役員の職務及び権限)

第八条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

4 理事は、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。この場合において理事が二人以上あるときは、あらかじめ理事長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。

5 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、山口県の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

6 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

7 監事は、法人が次に掲げる書類を山口県知事（以下「知事」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

一 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類

二 その他山口県の規則で定める書類

8 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。

（役員の内命）

第九條 理事長は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者

二 前号に掲げる者のほか、法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

3 監事は、財務管理、経営管理その他法人が行う事務又は事業の運営に關し優れた識見を有する者であつて、弁護士、公認会計士、税理士その他監査に關する実務に精通しているものうちから、知事が任命する。

（役員の内命）

第十條

理事長及び副理事長の内命は四年とし、理事の内命は二年とする。ただし、補欠の役員（監事を除く。）の内命は、前任者の残任期間とする。

2 監事の内命は、任命の日から、理事長の内命の末日を含む事業年度についての法第三十四條第一項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の内命は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができる。

第二節 理事会

(設置及び構成)

第十一条 法人に、理事会を置く。

2 理事会は、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(招集)

第十二条 理事会は、理事長が招集する。

2 副理事長及び理事(以下「副理事長等」という。)の三分の一以上の者又は監事が会議に付議すべき事項を記載した書面を理事長に提出して理事会の招集を請求したときは、理事長は、遅滞なく理事会を招集しなければならない。

(議事)

第十三条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、副理事長等の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 理事会の議事は、出席した副理事長等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権限)

第十四条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

一 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項

二 事業年度の業務運営に関する計画に関する事項

三 予算の作成及び決算に関する事項

四 診療科目、病床数その他重要な組織の設置又は廃止に関する事項

五 重要な規程の制定又は改廃に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

第三節 業務及びその執行

(病院の名称及び所在地)

第十五条 法人が設置及び管理を行う病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
山口県立総合医療センター	防府市
山口県立こころの医療センター	宇部市

(業務の範囲)

第十六条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- 一 医療を提供すること。
- 二 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- 三 医療従事者等の研修を行うこと。
- 四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の執行方法)

第十七条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第三章 資本金等

第十八条 法人の資本金は、法第六十六条の二第一項の規定により山口県から法人に対し出資されたものとされる額とする。

2 法第六十六条の二第二項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物については、別表に掲げるものとする。

第四章 雑則

(解散に伴う残余財産の帰属)

第十九条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産を山口県に帰属させる。

(規程への委任)

第二十条 法人の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程の定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

附 則

この定款は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則

この定款は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第十八条の改正規定は、総務大臣の認可のあった日から施行する。

別表(第十八条関係)
一 土地

所 在			面 積 (単位 平方メートル)
		防府市大字大崎字清水一〇〇六〇番	一三、八二七・〇〇
〃	〃	字岡迫一〇〇七二番	六、二八一・一五
〃	〃	字落橋一〇〇七七番	二、二八八・三〇
〃	〃	字三條平一〇〇七八番	一九、三一八・九四
〃	〃	字稻荷一〇〇八四番二	七、四七四・〇二
〃	〃	字山根三八九番一	六一・七七
〃	〃	〃 三九〇番三	三二・三九
〃	〃	字柴田四五八番一	九三七・四〇
〃	〃	字上岡五一二番一	一〇、六八九・八三
〃	〃	字下岡一〇四〇六番	九一・〇〇
〃	〃	〃 四七八番	三八〇・〇〇
〃	〃	〃 四八二番	三七一・〇〇
〃	〃	〃 四八五番	二三八・〇〇

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	字 姫山一〇二二八番二	字 柴田一〇一一三番	字 林光一〇一一二番	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四四八番七	四四八番六	四四八番五	四四六番七	四四六番六	四四六番二				四九一番二	四九一番一	四八九番一	四八八番	四八七番	四八六番	
二五・〇〇	一・四三	四〇・〇〇	三五・二九	五五・八〇	五〇・〇〇	四、八〇八・〇〇	五、八〇六・〇〇	九、一九一・二六	四五・〇〇	一五二・〇〇	六一二・〇〇	九三〇・〇〇	三〇五・〇〇	一三二・〇〇	

二建物

種類	所在	(単位 床面積 平方メートル)
病院	防府市大字大崎字落橋一〇〇七七番地	三三、七四四・九九
機械室	字清水一〇〇六〇番地	一、一四一・二九
ポンプ室	字上岡五一二番地一	二五六・八〇
ゴミ処理場 ・工作室	字清水一〇〇六〇番地	一一〇・八二
浄化室	字三條平一〇〇七八番地	二一・八四
倉庫	〃	五五・七四
病院	〃	九四七・二六
共同住宅	字林光一〇一一二番地	二、八一七・九五
〃	字姫山一〇二二八番地二	一、〇九六・四八
〃	字林光一〇一一二番地	一、〇四四・一二
保育所	〃	三九五・七四
居宅	〃	一一二・四一
〃	字柴田一〇一一三番地	九三・二二

体育館	作業場	〃	居宅	〃	宿舎	病院	ポンプ室	倉庫	居宅	〃	ポンプ室	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	宇部市大字東岐波字東小沢四〇〇四番地二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	天神二丁目一四四一番地三	〃	〃	〃	〃	〃
字東小沢四〇〇四番地二	字黒崎四〇一四番地二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	字落合一二六番地六	字柴田一〇一一三番地	〃	〃	字林光一〇一二二番地	〃
一、二八〇・〇〇	一二六・八〇	六六・三五	六六・三五	一五五・三二	三〇六・六二	九、九四七・二七	四・八〇	三五・一〇	七八一・四四	六一・二五	三九・六八	九三・二二	九三・二二	九三・二二

倉庫	機械室
//	//
//	//
字東小沢四〇〇四番地二	字小沢村二〇四七二番地
五一・五〇	二〇・〇〇